

市有地（広告看板設置）一時貸付け 一般競争入札募集要領

令和8年5月

お問合せ

野田市役所総務部管財課

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

電話：04-7199-4958（直通）

FAX：04-7122-1557

野田市ホームページでも情報提供を行っています。

【野田市ホームページアドレス】<https://www.city.noda.chiba.jp>

入札に参加を希望される方は、本入札募集要領をよく読み、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

目 次

市有地（広告看板設置）一時貸付け 一般競争入札募集要領

(ページ)

1	一般競争入札に付する事項	1
2	一般競争入札参加資格に関する事項	2
3	契約上の条件	2～4
4	広告物について	4
5	貸付料について	4
6	入札募集要領及び一般競争入札参加申込書の交付	4
7	質問書の受付及び回答	4～5
8	一般競争入札参加申込書等の提出	5
9	一般競争入札参加申込みに必要な書類	5
10	一般競争入札参加資格の喪失	5
11	入札の手続等	6～7
12	契約の手続等	7
13	その他	7
14	様式等	
	市有地（広告看板設置）一時貸付け一般競争入札参加申請書	8
	誓約書	9
	質問書	10
	入札書	11
	入札辞退届	12
	一時貸付（広告看板設置）契約書（案）	13～18
	覚書（案）	19
	案内図	20
	現地写真	21
	野田市広告掲載取扱要綱	22～23

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
市有地（広告看板設置）一時貸付け
- (2) 一時貸付物件
① 所在地及び地積等

所在地	地目	地積 (㎡) ※1	貸付 期間	看板最大 表示面積 (㎡) ※2	広告物の高さ (m)
野田市宮崎新田 108 番 9	宅地	110.38	5 年	10.00	上端の高さは、 15m 以下とする。

※1 土地の一部を広告看板用地として貸し付けます。

※2 千葉県屋外広告物条例施行規則第 10 条別表 4 及び別表 5 によるものとし、看板の形状等については、別途事前協議を必要とします。

- ② 一時貸付物件の指定用途
広告看板設置
- (3) 契約期間
契約日から令和 13 年 8 月 31 日まで
※契約は令和 8 年 6 月 10 日までに締結していただきます。
- (4) 貸付期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までの 5 年間とします。
- (5) 最低貸付料
5 年間で 350,000 円
- (6) 入札保証金
免除
- (7) 入札日程等

項目	日程
質問書受付期間	令和 8 年 5 月 7 日（木）から 令和 8 年 5 月 22 日（金）まで
申込受付期間	令和 8 年 5 月 7 日（木）から 令和 8 年 5 月 22 日（金）まで
入札書提出期限	令和 8 年 5 月 27 日（水）から 令和 8 年 6 月 2 日（火）まで
入札・開札日時	令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 10 時 00 分
開札場所	野田市役所 高層棟 5 階 O A 研修室（野田市鶴奉 7 番地の 1）
契約締結期限	令和 8 年 6 月 10 日（水）

2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者であることが必要です。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿（委託）の「広告・催事」に登載されており、自ら広告主の募集及び看板を製作することができる広告代理店であること。
- (2) 掲載する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 20 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間に経過している者であること。
- (7) 入札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者であること。
- (9) 法令等に違反し又は抵触していない者であること。

3 契約上の条件

(1) 一時貸付物件の指定用途

借受人は、本入札募集要領に定める条件及びその他法令等を遵守し、貸付期間中は継続して、一時貸付物件を「広告看板設置」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。

(2) 禁止事項

- ① 一時貸付物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の建物敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせることもできないほか、指定用途以外の用途に供することはできません。
- ② 一時貸付物件に建物を建築することはできません。
- ③ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

(3) 広告看板について

- ① 設置、撤去等に要する期間は、契約期間に含み、一時貸付物件の維持管理を行わなければなりません。
- ② 看板に付する設備（照明装置等）については、景観、近隣住民等に十分配慮し設置しなければなりません。

- ③ 設置、撤去等は屋外広告業の登録（千葉県屋外広告物条例第 17 条の 2）を受けた者が施工しなければなりません。
- ④ 設置後は、設置した広告看板を、施設賠償保険等に参加させなければなりません。
- ⑤ 設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係る費用については、借受人の負担とします。
- ⑥ 規格については、条例等に適合したものとし、設置に当たっては、事前に屋外広告物等表示（設置）許可申請書及び関係添付書類を市に提出（※Ⅰ）しなければなりません。

また、申請においては、別に手数料の納付（借受人別途自己負担）が必要となります。（※Ⅱ）

なお、許可申請に必要な関係添付書類については、次の担当にお問合せください。

- ※Ⅰ 「屋外広告物等表示（設置）許可申請書」等の提出及びお問合せ先
野田市 都市部 都市計画課 計画係（屋外広告物担当）
電話：04-7123-1193（直通）
場所：野田市役所 高層棟 6 階
- ※Ⅱ 手数料（野田市手数料条例別表より一部抜粋）

区分	単位	金額
広告板等	表示面積が 1 平方メートル未満のもの 1 個につき	500 円
	表示面積が 1 平方メートル以上 2 平方メートル未満のもの 1 個につき	750 円
	表示面積が 2 平方メートル以上 5 平方メートル未満のもの 1 個につき	1,300 円
	表示面積が 5 平方メートル以上のもの 1 個につき 5 平方メートルごとに	1,300 円

注：手数料は屋外広告物許可の期間（3 年）ごとに更新手続きが必要です。

- ⑦ 広告看板の設置に当たり、転倒防止対策を行い、市民及び職員の安全を確保すること。
- (4) 実地調査等
野田市は借受人における契約金額の納付を確認するため、又は (1) から (3) の履行を確認するため必要があると認めるときは、借受人に対し実地調査等を行うことができます。この場合において、借受人は必ず野田市に協力しなければなりません。
- (5) 一時貸付物件の維持保全義務等
 - ① 借受人は、一時貸付物件を、善良なる管理者としての注意を持って除草を行う等維持保全に努めなければなりません。それに関する一切の費用は、借受人の負担とします。ただし、除草剤等の薬品は使用しないこと。

- ② 借受人は、野田市が一時貸付物件の管理上必要な事項を通知した場合には、その事項を遵守しなければなりません。それに関する一切の費用は、借受人の負担とします。
- ③ 借受人は、一時貸付物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければなりません。

(6) 違約金

(1) から (5) までの条件に違反した場合には、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として野田市に支払わなければなりません。

(7) 一時貸付物件の引渡し等

契約期間の初日に引渡しを行います。契約期間の満了時においては、借受人が引渡しを受けたときと同状態の原状に回復して返還しなければなりません。

なお、貸付期間満了後も野田市が一時貸付物件を広告看板設置のために貸し付ける場合において、野田市、借受人及びこの一時貸付物件の新たな借受人が合意したときは、この一時貸付物件に借受人が設置した工作物につき、原状回復義務を免れることができます。

4 広告物について

- (1) 広告物については、千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号）及び同施行規則その他の関係法令の規定に適合したものとします。
- (2) 広告物については、野田市広告掲載取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日）を遵守するとともに、事前に市の審査を受け、その承認を得なければなりません。なお、承認を得られずに貸付期間が開始しても、市は一切の責任を負いません。

5 貸付料について

貸付料は、貸付期間から発生するものとします。

6 入札募集要領及び一般競争入札参加申込書の交付

- (1) 場所 野田市役所総務部管財課（本庁舎 3 階）
〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1
電話 04-7199-4958（直通）
- (2) 期間 令和 8 年 5 月 7 日（木）から令和 8 年 5 月 22 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 質問書の受付及び回答

募集の内容に対する質問及び回答は次のとおり行います。

- (1) 質問書受付期間
令和 8 年 5 月 7 日（木）から令和 8 年 5 月 22 日（金）（土曜日、日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法

質問は、質問書（本入札募集要領 10 ページ）により野田市役所管財課へ直接持参するか、FAX にて提出してください。

ただし、FAX で提出した場合は、必ず電話にて送信されたことを確認してください。

(3) 提出場所

野田市総務部管財課管財係

野田市鶴奉 7 番地の 1（市役所 3 階）

電 話：04-7199-4958（直通）

F A X：04-7122-1557

(4) 回答日、回答方法

令和 8 年 5 月 26 日（火）に、野田市ホームページに掲載します。

8 一般競争入札参加申込書等の提出

本入札に参加を希望する者は、本入札募集要領を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等をご確認の上、申込みください。

(1) 受付場所 6（1）と同じ。

(2) 受付期間 令和 8 年 5 月 7 日（木）から令和 8 年 5 月 22 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）

(3) 申込方法 6（1）の場所に直接書類を持参するか又は郵送により提出してください。FAX やメールによる提出は受理しません。

① 持参の場合

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 郵送の場合

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で送付してください。申込受付期間を過ぎたものは失格とします。

令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 5 時必着

期限までの必着となります。当日の消印有効ではありません。

9 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 一般競争入札参加申込書（本入札募集要領 8 ページ）

(2) 誓約書（本入札募集要領 9 ページ）

10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に公告に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたときは、この入札に参加することができません。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は貸付期間中の総額によって行います。なお、入札は郵便入札により行います。

(2) 入札書提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で入札書を郵送してください。持参も可とします。「(6) 提出書類」を内封筒に入れて封をし、入札書と同じ印で割印してください。

内封筒の表の余白に、入札者名を記載してください。

朱書きで「入札書在中」と記載してください。

(3) 入札書提出先

「〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市 総務部 管財課 管財係」へ郵送してください。

(4) 入札書提出期限

受付期間 令和 8 年 5 月 27 日（水）から令和 8 年 6 月 2 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）

申込方法 6 (1) の場所に直接書類を持参するか又は郵送により提出してください。FAX やメールによる提出は受理しません。

① 持参の場合

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 郵送の場合

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で送付してください。申込受付期間を過ぎたものは失格とします。

令和 8 年 6 月 2 日（火）午後 5 時必着

期限までの必着となります。当日の消印有効ではありません。

(5) 開札日時及び会場

① 日時 令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 10 時 00 分

② 会場 野田市役所 高層棟 5 階 O A 研修室（野田市鶴奉 7 番地の 1）

(6) 提出書類

① 入札書（本入札募集要領 11 ページ）

② 担当者の名刺

※各書類の日付は、入札書提出期限以前の日付としてください。

※入札書に記載する入札金額は、貸付期間中の広告看板設置に係る総額（非課税）の金額を記載してください。なお、入札金額の頭には、代表者印を押印してください。

(7) 落札者の決定方法

本入札募集要領の 1 (5) に記載した最低貸付料以上の入札価格のうち、最高額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、最高額を提示した者が複数いる場合は、入札事務に関係のない野田市職

員が代理してくじ引きを行いますので、ご了承の上入札に参加してください。

(8) 入札結果について

落札者に対してのみ電話により連絡します。その際に契約手続について案内します。入札結果については、開札日の翌週中に野田市ホームページに掲載します。電話での問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

(9) 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 明らかに連合であると認められる入札
- ③ 記名押印を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札

12 契約の手続等

(1) 契約締結期限

令和 8 年 6 月 10 日（水）までに野田市と「一時貸付（広告看板設置）契約書（以下「本契約」という。）」を締結していただきます。契約書（案）は、13 ページから 18 ページのとおりです。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関しての必要な費用は、落札者の負担となります。

(2) 契約保証金

免除

(3) 貸付金額の納入期限等

貸付期間の開始日（令和 8 年 9 月 1 日）から起算して 30 日以内に貸付期間開始年度分の貸付料（落札価格÷5 年）を野田市が発行する納入通知書により 4 月 30 日までに納入していただきます。

貸付期間が 1 年に満たない初年度及び最終年度については、日割り計算により算出した金額となります。

納入期限の日が取扱金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入期限の日となります。

納期ごとの分割金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額の全てを最初の納期に係る貸付金額に合算するものとします。

請求書等が届かない場合には、支払期日の 14 日前までにご連絡ください。

13 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) 本入札募集要領に定めのない事項又は疑義については、規則その他関係法令の定めるところによります。

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

商号又は名称

代表者氏名
(受任者)

印

下記物件に係る一般競争入札の参加を申請します。

記

- 1 公告年月日 令和8年5月7日
- 2 件名 市有地(広告看板設置)一時貸付け
- 3 物件の所在地

入札物件	所在地
	野田市宮崎新田 108 番 9

4 連絡先

電話番号 _____

FAX番号 _____

部署及び担当者名 _____

(注意事項)

- ・入札の参加に当たっては、入札公告の入札参加資格要件や入札募集要領を十分に理解の上、申請してください。
- ・誓約書を添付の上、申請してください

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(受任者)

申込みに当たり、次の事項を誓約します。

あわせて、私が誓約した内容について、貴市が各関係機関に対し、必要に応じて調査及び照会をかけることを承諾します。

次に掲げる要件をすべて満たしております。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿（委託）の「広告・催事」に登載されており、自ら広告主の募集及び看板を制作することができる広告代理店であること。
- (2) 掲載する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 20 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間に経過している者であること。
- (7) 入札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所から更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者であること。
- (9) 法令等に違反し又は抵触していない者であること。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名
(受任者)

件名 市有地（広告看板設置）一時貸付け

次のとおり質問がありますので、回答をお願いいたします。

No.	質問内容	回答

- 1 質問受付期間 令和8年5月7日（木）から令和8年5月22日（金）（土曜日、日曜日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 回答日 令和8年5月26日（火）
- 3 FAX番号 04-7122-1557
- 4 当質問書は、野田市役所管財課へ直接持参するか、FAXにて提出してください。ただし、FAXで提出した場合は、必ず電話にて送信されたことを確認してください。
- 5 質問及び回答は、野田市ホームページに掲載します。

入札書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名
(受任者)

印

入札金額

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円也

入札に付する土地

入札物件	所在地
	野田市宮崎新田 108 番 9

市有地（広告看板設置）一時貸付けの入札募集要領に記載された内容を承知し、上記のとおり入札します。

- 1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭には、代表者印を押印すること。
- 2 入札金額は、**貸付期間に係る貸付金額（非課税）の総額**を記載すること。

入 札 辞 退 届

(宛先) 野田市長

下記物件の一般競争入札による市有地（広告看板設置）一時貸付けに参加申込をしましたが、都合により辞退します。

記

物 件 の 所 在 地
野田市宮崎新田 108 番 9

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名
(受任者)

印

一時貸付（広告看板設置）契約書（案）

貸付人 野田市（以下「甲」という。）と借受人 ○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により、市有地（広告看板設置）に関する一時貸付契約を締結する。
なお、本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（一時貸付物件）

第1条 一時貸付物件は、次のとおりとする。

物件

- (1) 所在地 野田市宮崎新田 108 番 9
- (2) 地 積 110.38 m²のうち一部

（契約期間等）

第2条 契約期間は、契約日から令和13年8月31日までとする。なお、乙の広告看板の設置及び撤去等に要する期間は、契約期間に含むこととする。

2 乙は、甲が特に認めた場合には、一時貸付物件を利用させる利用者の募集及び利用者との契約行為等について、契約締結日以降から行うことができる。ただし、利用者がこの一時貸付物件を利用できる期間は、契約期間の範囲内でなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。

（使用目的等）

第4条 乙は、自ら一時貸付物件に広告看板を設置し、契約期間中継続して、運営（広告主募集等含む。）及び維持管理する事業（以下「広告看板事業」という。）を行うものとする。なお、看板設置等に係る内容の詳細については、甲乙両者が別に締結する覚書によるものとする。

- 2 乙は、一時貸付物件を広告看板設置の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。
- 3 乙は、広告看板事業を、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）及び同施行規則その他の関係法令の規定に適合したものとする。
- 4 乙は、一時貸付物件を、善良なる管理者としての注意をもって、除草を行う等維持保全に努めなければならない。ただし、除草剤等の薬品は使用しないこと。
- 5 乙は、一時貸付物件を自ら広告看板設置に関する工事費及び広告看板設置運営のための維持管理費を負担して使用しなければならない。

（貸付料及び納付方法）

第5条 貸付料は、総額金〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 乙は、貸付料を貸付期間の各年度に分割して納付する。

3 貸付期間が1年に満たない場合は、日割り計算により算出した金額とし、各年度の貸付料及び納入期限は次のとおりとする。

年度	貸付料	納入期限
令和8年度	落札価格÷5か年×212日/365日分 円	令和8年9月30日
令和9年度	落札価格÷5か年 円	令和9年4月30日
令和10年度	落札価格÷5か年 円	令和10年5月1日
令和11年度	落札価格÷5か年 円	令和11年5月1日
令和12年度	落札価格÷5か年 円	令和12年4月30日
令和13年度	落札価格÷5か年×153日/365日分 円	令和13年4月30日

4 乙は、前項の貸付料を、甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、納入期限の日が取扱金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入期限の日とする。

5 各年度の貸付金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額の全てを令和貸付金額に合算する。

(遅延利息)

第6条 乙は、貸付料を前条第3項に規定する納入期限までに納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料に年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を加算して甲に納付しなければならない。

(一時貸付物件の引渡し)

第7条 甲は、第2条に規定する契約期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態で乙に引き渡す。

(遵守事項)

第8条 乙は、次に掲げる事項を遵守して一時貸付物件を使用しなければならない。

(1) 乙は、一時貸付物件に設置した広告看板を施設賠償保険等に加入させなければならない。

(2) 乙は、広告看板を設置するに当たり、転倒防止対策を行わなければならない。

(3) 乙は、広告看板に付する設備(照明装置等)については、景観、近隣住民等に十分配慮して設置しなければならない。

(4) 乙は、甲が表示することを決定した広告物の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日前までに広告原稿その他必要な書類を甲に提出し、審査を受け、その承認を得なければならない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後、一時貸付物件に数量の不足その他契約内容に適合し

ないことを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、甲が数量の不足その他契約内容に適合しないことを知りながら乙に告げなかったときは、この限りではない。

(禁止事項)

第10条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の建物敷地の用途に供すること、又は第三者に風俗営業等をさせることのほか指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 本物件上に建物その他の工作物を建築・築造すること。ただし、乙が事前に甲の承諾を得た広告看板の設置に限り、これを認めるものとする。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(修繕義務等)

第11条 甲は、一時貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該一時貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(滅失又はき損の通知)

第12条 乙は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第13条 乙は、その帰責事由により一時貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が請求するときは、自己の責任において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第14条 乙は、善良なる管理者としての注意を持って一時貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、前項の規定に従い一時貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。
- 3 甲は、一時貸付物件の安全管理又は衛生保全上必要があると認めるときは、乙に対し一時貸付物件の使用方法等について指示を与えるものとし、乙はその指示に従わなければならない。
- 4 乙は、その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は乙に求償することができる。
- 5 乙は、甲が一時貸付物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合は、その事項を

遵守し、それに関する経費は、全て乙の負担とする。

(実地調査等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、実地調査、又は報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく、前項の規定による実地調査又は報告を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

(違約金)

第16条 乙は、第3条に規定する契約期間中に、第4条、第10条又は前条に定める義務に違反したときは、第5条第1項に定める貸付料の合計の100分の10に相当する額(円未満切捨て)を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める規定に違反したとき。

(2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 本契約書添付の誓約書の内容に虚偽があったとき。

(4) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするとき。

2 乙は、前項による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

3 前項の規定は、第1項第4号に該当する場合は適用しないものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第18条 天変地異その他甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない不可抗力によって、一時貸付物件が滅失又は大部分がき損し使用不能となった場合は、この契約は終了するものとする。

(一時貸付物件の返還)

第19条 この契約が終了したときは、乙は一時貸付物件を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、現状のまま返還することができる。

2 第17条第1項の規定により契約の解除がなされた場合において、乙は、何らの名目をもってするも、移転料、立退料その他これに類するものを請求することはできない。

3 乙の明渡しの後の一時貸付物件上の残留物に関しては、乙はその所有権を放棄したものとみなす。

(貸付料の不還付)

第20条 乙が既に納めた貸付料は還付しない。ただし、乙の責めに帰さない理由により貸付けができなくなったとき又は甲が相当な理由があると認めたときは、その一部若しくは全部を還付することができる。

(損害賠償)

第21条 乙は、その帰責事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による一時貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、第2条に定める契約期間が満了したとき又は第17条の規定によりこの契約を解除された場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(測量の実費徴収)

第23条 乙が一時貸付物件について分筆又は境界標示のため測量を申し出た場合は、これに要する実費を徴収するものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

- (1) 乙が所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 乙において合併、解散その他の変動があったとき。

(近隣住民等への配慮)

第26条 乙は、第7条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように配慮しなければならない。

2 乙は、一時貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(広告看板利用者等への対応)

第27条 一時貸付物件において広告看板設置により発生するトラブル、苦情等については、乙が一切の責任を持って解決すること。

(信義誠実の義務)

第28条 甲及び乙は、信義に則り相互に協力し、かつ、誠実にこの契約の履行に努めるものとする。

2 乙は、借り受ける物件が市有物件であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(管轄裁判所)

第29条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の裁判所とする。

(その他)

第30条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙において協議して決めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 千葉県野田市鶴奉7番地の1

氏 名 野 田 市
野田市長 鈴木 有

乙 住 所

氏 名

覚書（案）

野田市（以下「甲という。」）と ○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（看板設置）

第1条 甲乙間において令和 年 月 日に締結した土地賃貸借契約の一時貸付物件である土地「野田市○○○番○の一部」における看板の設置物については、次のとおりとする。

設置サイズ 横（ m）× 縦（ m） 枚

広告内容 _____

2 広告看板・広告物の設置に当たっては、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）及び同施行規則（昭和44年千葉県規則第46号）等関係法令を遵守するものとする。

（管理）

第2条 看板設置に伴い生じた事故等の損害については、乙が責任をもって解決し及び処理するものとし、甲はその責めを負わない。

（広告掲載内容）

第3条 掲載できる広告については、野田市広告掲載取扱要綱第3条各号のいずれにも該当しないものとする。

（疑義の決定）

第4条 この覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙において協議して決めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 千葉県野田市鶴奉7番地の1

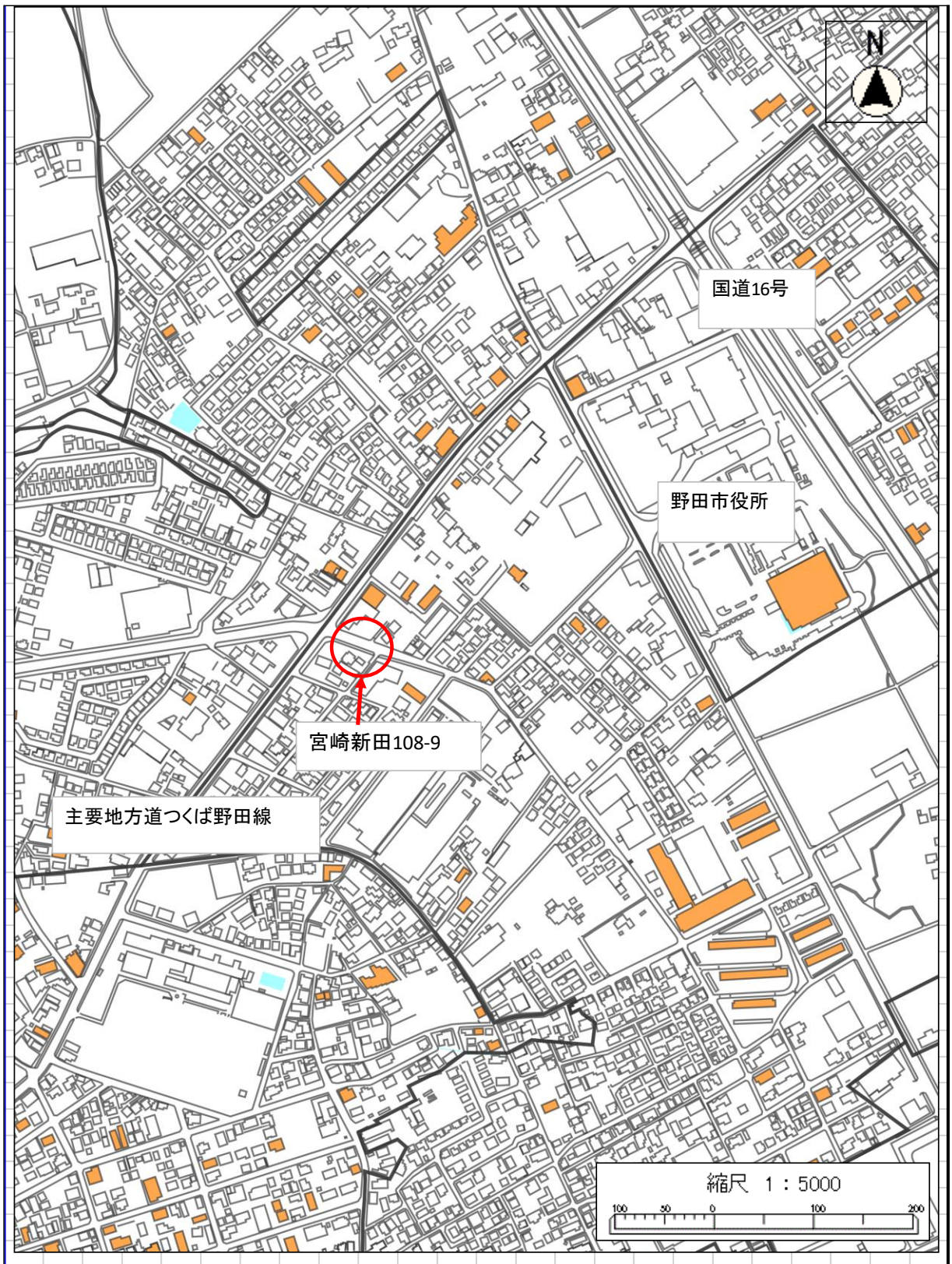
氏 名 野 田 市

野田市長 鈴 木 有

乙 住 所

氏 名

【案内図】



【 現地写真 】

【正面】



【裏】



野田市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、市の資産のうち広告を掲載することが可能なものをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載することができる広告は、法令等に違反していない広告主の広告であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団に関するもの又はこれに類するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (9) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第3項に規定する投資信託、外国投資信託、投資法人債、外国投資債及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定するデリバティブ取引に関するもの
- (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の募集等)

第4条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等は、広告媒体ごとに市長が定める。

(広告媒体等の決定)

第5条 市長は、次条に規定する審査機関による審査を経て、広告を掲載する媒体及び掲載する広告内容等を決定するものとする。

(審査機関)

第6条 広告を掲載する媒体及び掲載する広告内容等について審査するため、野田市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、企画調整課長、広報広聴課長、財政課長、総務課長、行政管理課長及び管財課長をもって組織する。

3 審査会は、行政管理課長を会長とし、行政管理課長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審査会の会議は、必要に応じて、行政管理課長が招集する。

2 審査会の会議は、半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会は、必要により審査事項に関する関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（庶務）

第8条 審査会の事務は、行政管理課において処理する。

（広告掲載された封筒等の寄附の受入れ）

第9条 前6条の規定は、広告の掲載された物品及び広告の掲載された冊子等の添付を条件とした広告の掲載されていない物品の寄附の受入れについて準用する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。